## ●逮捕

逮捕には、現行犯逮捕、逮捕状による逮捕、緊急逮捕の3種類がある。

①現行犯逮捕ー現行犯人は、誰でも逮捕状無しで逮捕できることになっている。官憲はこれを悪用し、手あたりしだいに逮捕して後から角材を持たせたり、ポケットに石をつっ込んだりするから絶対に拒絶する。官憲は、例へ何もやってなくても一度逮捕したらある一定の期間（その時の状況によるが）は釈放しないから、例へ、何日不当に勾留されても、完黙で頑張るという決意せよ。

②逮捕状による逮捕ー逮捕状には、被疑者の氏名、住所、罪名、被疑事実の要旨。逮行する場所、有効期間、発行の年月日、発行裁判官氏名、請求者の官職名など記されている。逮捕状を示されたら、手にとってよく調べ、記載に間違いがあったり、抜けていたら無効であるから、拒否する。落ち着いて、家族や近所の人に、救対に連絡を頼み、着替え、洗面具等を整えて行く。又、逮捕と同時に捜索を行う場合は、必ず自分が立ち合うことを要求する。

③緊急逮捕ー犯行の疑いが充分あると考えられる。（血のついたナイフを持っている場合等々）

## ●警察署留置

逮捕後は各警察署に留置されますが、現在に於いて機動隊員によるリンチや、催涙弾の狙い打ち等により多くの者が傷ついている。諸君が負傷した場合必ず治療を要求する。しかし、東大斗争、4.28斗争にも見られる様に、全身ヤケドなどの者を、三日間も放って置いて、権力は「住所・氏名を云えば、治療してやる。」等と、肉体的苦痛を供述させる手段として使う等、卑劣な事を行っているのが現状だ。その様な場合には、「弁護士に負傷していることを伝えてくれ」と何度も要求する。彼らのあらゆる弾圧に対し、全思想をかけて斗い抜くこと。

具体的には、まず指紋をとられる。これは、体を押えつけてでも取られるが、供述調書の署名、なつ印と違って、それ自体は事件に不利になることはありません。その日に身長、体重を計測され、警官と一緒に写真をとられる。押収物がある場合、押収品目録も渡される。

次に、取調べに入るが、供述調書を取る。その前に弁解録書をとられるが、その時刑事は「これは調書じゃないので、君の有利になることなので話しなさい。」と云うが、これも、もちろん同様、完全黙否で通す。

次に供述調書をとる訳だが、警察署についてすぐか、遅くとも取調べまでに、弁護士を選任する。弁護士は、田賀秀一 Tel 370の2337です。しかし、警察の方で連絡をしない時があるので、そういう場合は何度も云って自分の見てる前で電話をさせるぐらいの心臓を持つことが重要。田賀秀一を、私の弁護士に選任するから伝えてくれ。電話番号370-2337。」という。これは、諸君が逮捕されたことを弁護団、救対が確認する最も確実な手段なので必ず実行する。警察は、弁護士に連絡をする事が義務なので必ず利用する。警察がこれを怠った時は、相手の警察官名を覚えておくと、弁護士を通して後から抗議する。

その他、逮捕された後、伝言があったら、いつでも370-2337に電話させ、弁護士を呼ぶなり、差し入れをたのむと、いうことを連絡させる。

いずれにしても、完黙で通すことが必要。諸君が、「黙否します」と云ったら、刑事は、「黙否」と書く。また何もしゃべらなかったら「黙して語らず」などと書くが、それに対して、署名、なつ印を要求されても絶対拒否する。

この際、あらゆる卑劣な手段を使い、供述を強要するが、例へば、差し入れがなかったりすると、それを口実に、「日大全共斗はもうつぶれた」とか「君は、見放された」とか、